職員の福祉及び利益の保護の状況

1 厚生制度の状況

地方公務員法第42条に基づき、地方公共団体が職員の保健、その他厚生に関する計画 を樹立して実施するもので、東京都の厚生制度の主なものは以下のとおりです。

(1) 職員住宅(福利住宅)

職員の居住の用に供するため、職員住宅(福利住宅)を設置しています。平成19年4月1日現在(予定)の設置戸数は、次のとおりです。

		家族	英住宅	単身住宅(独身寮)		戸数計	
		設置数	戸数	設置数	戸数	尸剱司	
知事部 政委員		び行	17	767 戸	7	522 戸	1,289 戸
交	通	局	10	698 戸	3	92 戸	790 戸
水	道	局	12	258 戸	8	202 戸	460 戸
下水	道	局	8	147 戸	2	59 戸	206 戸
教育庁	(学校	<u>خ</u>)	8	171 戸	2	43 戸	214 戸
<u>e</u>	計		55	2,041 戸	22	918 戸	2,959 戸

- (注) 1 単身住宅(独身寮)の設置数には、家族住宅と併設となっているものも含む。
 - 2 交通局の家族住宅の戸数には、独身入居可の小世帯用住宅の戸数 (268 戸) を 含む。なお、小世帯住宅のうち 32 戸、単身住宅のうち 16 戸は閉鎖中である。
 - 3 教育庁(学校)の戸数には、教職員福利住宅廃止計画に基づく閉鎖中の戸数 を含む。

(2) 元気回復事業

元気回復事業とは、職務により蓄積した疲労の解消、気分の転換により活力を養うための事業で、一般に「レクリエーション」と呼ばれています。元気回復に係る事業は、地方公務員法第42条の趣旨に基づき、各任命権者が実施しています。

(3) 財形貯蓄

財形制度は勤労者財産形成促進法に基づく制度で、貯蓄制度とその貯蓄を原資とする融資制度からなっており、預貯金の奨励と持家取得の促進を図ることにより、職員の計画的な財産形成を支援することを目的としています。

東京都においては、昭和59年9月から財形貯蓄を実施しており、昭和63年度から、 従来の一般財形貯蓄に加え財形住宅貯蓄及び財形年金貯蓄を実施しています。

(4) 職員互助組合

職員互助組合は、職員の福利厚生の増進を図ることを目的に条例により設置され、

職員とその被扶養者等に対する各種の福利厚生事業を行っています。

職員互助組合の事業には、都からの交付金と会員の掛金で実施する一般会計事業、 食堂、売店等の施設運営や団体保険事業等を行う収益事業、生活資金の貸付けを行う 貸付事業があります。

一般会計事業のうち、都が事業主として地方公務員法第42条に基づき実施する相互 負担事業は、会員掛金と事業主交付金の1:1の負担により実施し、事業主交付金の 対象とならない独自事業は、会員の掛金と収益事業の収益などで実施します。

なお、平成 17 年度の見直しにより、平成 18 年度以降の会員掛金と事業主交付金の 負担比率は1:2/3 となっています。

① 互助組合設置の状況(平成19年4月1日現在(予定))

名 称	対象職員	組合員数	交付金支出額
(財)東京都福利厚生事業団 (東京都職員互助組合)	知事部局・行政委員 会等・公営企業局・ 教育庁(学校)の職 員	118, 100 人	1,572,813 千円 1 人当たり 13,808 円
警視庁職員互助組合	警視庁職員	50,022 人	646,773 千円 1 人当たり 12,930 円
東京消防庁職員互助組合	東京消防庁職員	19, 201 人	259,349 千円 1 人当たり 13,507 円

⁽注)組合員数及び事業主交付金支出額は平成19年度予算数値である。

② 互助組合の事業((財)東京都福利厚生事業団の例、平成19年4月1日現在(予定))

会計別			事業の概要			
		育児・介護支援	ホームヘルパー・ベビーシッター利用助成金			
	相互負担事業		育児・介護施設利用助成金			
		健康づくり	人間ドック利用助成金(再任用・再雇用職員)			
		元気回復	メニュー選択方式事業			
一般会計			長期勤続旅行助成			
事業		功労	退職記念品(20年度廃止)			
	独自事業	慶弔見舞	結婚祝金・義務教育就学祝金			
			就学猶予等見舞金・弔慰金・災害見舞金			
			遺児育英年金・遺族生活支援年金			
		退会給付	せん別金			
		医 云和 [1]	再任用等終了記念金(20年度廃止)			
収益事業	保険事業	団体契約生命・損害保険、積立年金保険				
以無事未	施設運営	職員食堂、日用品売店等の運営管理				
貸付事業	一般生活資金	一般生活資金				
	特別生活資金	災害、介護、結婚、育児休業等の理由による生活資金貸付				
	物資購入資金	生活必需物資等の購入時の立替				

2 共済制度の状況

地方公務員法第43条では、「職員の病気、負傷、出産、休業、災害、退職、障害若しくは死亡又はその被扶養者の病気、負傷、出産、死亡若しくは災害に関して適切な給付を行うための相互救済を目的とする共済制度が、実施されなければならない。」と規定しており、その共済制度は、地方公務員等共済組合法で定められています。

共済組合で行う事業は、短期給付事業、長期給付事業及び福祉事業に分かれています。 各事業に要する費用は、組合員の掛金と地方公共団体の負担金によって賄われており、 短期給付事業に係る育児・介護休業者の公的負担分及び長期給付事業の公的負担分を除 き、組合員と地方公共団体で1:1の割合で負担しています。掛金及び負担金の額は各 共済組合の定款で定めています。

(1) 共済組合設置の状況 (平成18年4月1日現在)

名 称	対象職員	組合員数
東京都職員共済組合	知事部局・行政委員会等・公営企業局・東京 消防庁・特別区(教職員を除く)の職員	64, 238 人
公立学校共済組合東京都支部	公立学校の職員・教育委員会及びその所管する教育機関の職員(他の共済組合に属する職員を除く)	63, 286 人
警察共済組合警視庁支部	警視庁職員	47, 113 人

- (注) 1 組合員数は平成18年度予算数値である。
 - 2 東京都職員共済組合の組合員数は、特別区の職員を除いた数値である。

(2) 共済組合に対する公費支出額

各共済組合の短期給付、長期給付及び福祉事業への公費支出額は、次のとおりです。

名 称	短期給付	長期給付	福祉事業
東京都職員共済組合	14, 337, 180 千円	61, 982, 586 千円	809, 108 千円
公立学校共済組合東京都支部	16,652,057 千円	82,003,171 千円	670, 447 千円
警察共済組合警視庁支部	12, 598, 787 千円	49, 593, 392 千円	451, 347 千円

- (注) 1 公費支出額は平成18年度予算数値である。
 - 2 東京都職員共済組合の各費支出額は、それぞれ特別区分を除いた額である。

(3) 共済組合の事業 (東京都職員共済組合の例)

事業種別	事業の概要			
短期給付	保健給付	組合員	療養の給付・保険外併用療養費・療養費・訪問看護療養費・入院時食事療養費・入院時生活療養費・高額療養費・移送費・出産費・埋葬料	
		被扶養者	家族療養費・高額療養費・家族訪問看護療養費・家族移送費・家族出産費・家族埋葬料	
	休業給付	組合員	傷病手当金・出産手当金・休業手当金・育児 休業手当金・介護休業手当金	
	《《宝公社	組合員	弔慰金・災害見舞金	
	災害給付	被扶養者	家族弔慰金	
	退職共済年金	組合員期間が 20 年 (組合員期間等が 25 年) 以上ある者が		
		退職後、一定年齢から支給される年金		
長期給付	障害共済年金	在職中の病気や負傷で、一定の障害の状態になったときに		
区列和刊		支給される年金		
	遺族共済年金	在職中に死亡したときや年金の受給権者が死亡したとき、		
	退庆共併干並	その遺族に支給される年金		
	健康関係	人間ドック・直営医療機関		
福祉事業	旅行・スポーツ	保養施設·借上施設·総合保健施設·直営/委託体育施設		
		バス旅行・長期入院者保養助成		
	三点次目15	住宅貸付金	住宅取得	
	融資関係	一般貸付金	臨時に必要とする資金	

3 安全衛生管理の状況

労働安全衛生管理とは、労働災害を未然に防止し、職場における労働者の安全と健康を確保するとともに、快適な職場環境の形成・促進を組織的・体系的に行うことです。

基本となる法律は労働安全衛生法であり、当然地方公務員にも、原則として適用されます。労働安全衛生法は、事業者の責務として、単に最低基準の遵守にとどまらず。事業場内における責任体制を確立し、事業者の自主的活動を促進することなどを定めています。

東京都では、この労働安全衛生法を踏まえ、組織実態に合った体制を整備しています。

(1) 安全衛生管理体制の整備

安全衛生事業執行責任者、衛生管理者、産業医等の管理体制を整備し、職場の安全 衛生管理の円滑な推進に努めています。

(2) 健康診断等の実施

健康診断等により、職員の健康状態を把握し、その結果に基づき、職員の健康保持・増進、健康障害発生の未然防止等に必要な措置を講じています。

4 公務災害等の状況

地方公務員法第45条では、「職員が公務に因り死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、若しくは公務に因る負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となり、又は船員である職員が公務に因り行方不明となった場合においてその者又はその者の遺族若しくは被扶養者がこれらの原因によって受ける損害は、補償されなければならない。」と規定しており、補償に関する制度は地方公務員災害補償法で定められています。平成17年度の公務災害等の発生状況は、次のとおりです。

任命権者	公務災害 発生件数	通勤災害 発生件数
知 事 部 局	438(3)件	21 件
行政委員会等	0件	1件
交 通 局	33 件	3件
水 道 局	25 件	7件
下 水 道 局	10 件	3件
教育庁 (学校)	469 件	64(1)件
警 視 庁	905(1)件	30件
東京消防庁	100 件	5件
合 計	1,980(4)件	134(1)件

- (注) 1 発生件数は、平成17年度中に公務災害の認定を受けた延べ件数である。
 - 2 ()内の数字は、死亡災害件数で内数である。